

総務常任委員会会議記録（概要）

平成22年6月15日（火）

開 会 （午前9時50分）

○新任委員の自己紹介

○席次の決定 別紙のとおり

【議 事】

- 議案第50号「所沢市市長等の給料の特例に関する条例制定に関する専決処分の承認を求めることについて」

（総合政策部）

【補足説明】 なし

【質 疑】

中村委員

施行日、処分日及び失効日を確認したい。

青木職員課主
幹

専決処分日は4月27日、施行日は5月1日、失効日は5月31日となります。

荒川委員

提案理由に、「迷惑を掛けたことを自戒して」とあるが、原因について自己分析はしたのか。

笹原総合政策

補助金の支出に関して、議会からご指摘をいただきながら、対応が良く

部長

なかった点がありました。今後も法令遵守していくことが大切であると総括しています。

【質疑終結】

【意 見】

中村委員

賛成です。

市長の政治姿勢としては、3月末に臨時会を招集し、議会の審議に付すということが、議会に対して誠実だったと思う。今後、こういったことがあった場合には、ぜひ臨時会を開催する検討があつて良いと思うし、議案の提出に際しては、そのことについての説明があればより良いものであつたと思う。

浜野委員

賛成です。

本来臨時会を開催するか、内容的には、6月議会で審議すべき種類の条例制定であつたと思う。実際、専決して処分ができる法律上の根拠があることから了解はしますが、将来にわたって、議会と議会の間には執行部の任意の条例制定、失効が続くことがあつてはならないと考えるので注意願いたい。

【意見終結】

【採 決】

議案第50号については、全会一致、承認すべきものと決する。

○ 議案第55号「所沢市一般職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例制定について」

(総合政策部)

【補足説明】 なし

【質 疑】 なし

【意 見】 なし

【採 決】

議案第55号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○ 議案第57号「埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について」

(総合政策部)

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】なし

【採 決】

議案第57号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○ 議案第58号「彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について」

(総合政策部)

【補足説明】 なし

【質 疑】 なし

【意 見】 なし

【採 決】

議案第58号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○ 議案第51号「平成22年度所沢市一般会計補正予算（第1号）」

当委員会所管部分

(総合政策部)

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意見・採決保留】

- 議案第48号「所沢市税条例の一部を改正する条例制定に関する専決処分の承認を求めることについて」

(財務部)

【補足説明】 なし

【質 疑】 なし

【意 見】 なし

【採 決】

議案第48号については、全会一致、承認すべきものと決する。

○ 議案第56号「所沢市税条例の一部を改正する条例制定について」

(財務部)

【補足説明】 なし

【質 疑】

荒川委員

議案質疑の答弁の中で、給与収入270万円の世帯では、所得割非課税になるモデルケースの説明があったが、再度説明願いたい。

富澤財務部長

現行制度で、夫婦と子ども二人の標準世帯で、給与収入270万円のモデルケースでは住民税所得割は非課税です。

今回の改正により年少扶養控除が廃止になりますと、控除額が減額となりますことから、結果的に、住民税所得割は課税扱いとなります。しかし、この住民税用の扶養親族申告書を新たに規定することで、従来どおり、住民税所得割非課税の判定を行いますので、その結果、給与収入270万円のケースでも非課税の扱いになります。

荒川委員

国や県から所得別のモデルケースの試算は、示されていないのか。

島崎市民税課
長

国、県から示されたモデルケースはありませんが、世帯主と配偶者が専業主婦、子ども2人のうち、子ども手当対象が1人、大学生が1人という4人家族の設定で、給与収入400万円、500万円、700万円の世帯

についての試算をしています。

プラス要因としては、子ども手当の収入が年間156,000円の増、マイナス要因としては年少扶養控除廃止にかかる税額増及び児童手当の廃止による収入減があげられます。

給与収入400万円の世帯では、扶養控除の廃止に伴う税額の増が54,500円、児童手当の廃止に伴う収入減が60,000円、新設の子ども手当による収入が156,000円で、差し引き41,500円の収入増となります。また、給与収入500万円の世帯についても、同額となります。給与収入700万円の世帯では、扶養控除の廃止に伴う税額の増が71,000円、児童手当の廃止に伴う収入減が60,000円、新設の子ども手当による収入が156,000円で、差し引き25,000円の収入増となる試算結果が出ています。

荒川委員

子ども手当については、来年以降の支給額が未確定な状況にあるものの扶養控除の廃止だけは確定している。年少扶養控除の廃止による市民税の増収額はどのくらいに見込んでいるのか。

島崎市民税課
長

平成21年度の課税状況調べを基に試算しますと、7億円の収入増と推計しています。

荒川委員

子ども手当の市の負担分はいくらになるのか。

三上財政課長

平成22年の児童手当と子ども手当にかかる一般財源額ですが、平成22年の2、3月分の児童手当分が1億5,246万5千円で、子ども手当で10ヶ月分のうち、従来の児童手当分については市の負担になるため、5億7,952万4千円で、合計で7億3,198万9千円が市の負担額になります。

【質疑終結】

【意見】

荒川委員

既に地方税法の改正がされており、その具体的措置としての条例改正であるということは理解できます。また、子ども手当自体の増額については、ヨーロッパ諸国と比べてもまだまだ低いので賛成の立場ではあります。しかしながら、子ども手当の財源を増税によって賄うことは大きな問題であり、ほかにも23項目に及ぶ負担増が見込まれています。同時に、来年度は子ども手当の満額支給のマニフェストを変更しなければならないような状況にある中、かたや年少扶養控除の廃止が永久に続くという庶民増税を伴うものであるため、到底看過できないことから、この一部改正の条例には反対です。

村上委員

賛成です。

地方税法の改正は、子ども手当の財源として、年少者扶養控除が廃止されるものです。基本的に、子どもに対する手立てを所得の中から控除して

配分するのか、現金で支給するのかの違いだけだと思います。子ども手当については、1年限りの法案となっており、来年度以降については未だ明確な形になっておらず、前提条件が崩れているという点では、納得しがたい部分もあります。

今回の条例改正については、地方税法が改正となり扶養親族申告書が新設され、これを反対してしまうと扶養控除ができなくなってしまうことから賛成しなければいけないと考えます。

【意見終結】

【採 決】

議案第56号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○ 議案第51号「平成22年度所沢市一般会計補正予算（第1号）」

当委員会所管部分

(財務部)

【補足説明】なし

【質 疑】

村上委員

01財産管理費について、庁舎管理事務とは、具体的にどのような事務なのか。

大野管財担当
参事

毎日、庁舎管理の委託会社から、総合案内、電話交換業務、駐車場などのさまざまな日報が管財課に提出されますので、その処理を行っています。公共料金の支払い事務についても管財課が一括して取り扱っています。また、市民ギャラリー、市民ホール等の貸し出し業務も行っており、これらの補助のため臨時職員を雇用するものです。

村上委員

これらの事務量が增大したための雇用なのか。

大野管財担当
参事

元々、庁舎管理を担当する職員が少ない中で、担当職員が長期療養中で、復帰が難しい状況にありますので、臨時職員の雇用をお願いするものです。

村上委員

休暇中の職員が復職した場合はどうなるのか。

大野管財担当

臨時職員は、9ヶ月間の雇用を予定していますが、6ヶ月で雇い止めと

参事

なりますので、その時点で判断する予定です。

【質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前10時30分）

再 開（午後10時45分）

○議案第52号「所沢市防犯のまちづくり推進条例制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

中村委員 議案説明の中で、議案資料のうち「4 市民参加の実施の有無とその内容」にかかると記載の基準について答弁があったが、再度説明願いたい。

鈴木危機管理
担当理事 資料作成にあたっては、本条例の策定段階において、直接、市民が参加したか否かを基準とするものと認識していたことから、本資料に「なし」と記したものです。

中村委員 今回の資料作成にあたっては危機管理課が判断したのか。

鈴木危機管理
担当理 そのとおりです。

中村委員 パブリックコメントは市民参加の代表的な手段であり、これまでも他課の議案資料ではパブリックコメントを実施した場合、「市民参加」は「あり」と記している。それにもかかわらず、危機管理課はそのように判断していたということか。

鈴木危機管理 資料の「市民参加」に関する記載は、直接、市民と一緒に策定を行った

担当理事	場合に該当するという認識でした。
中村委員	例えば、平成21年第3回定例会に提出された「所沢市街づくり条例の一部を改正する条例」の議案資料には、パブリックコメントを実施し「市民参加」は「あり」と記している。こうした資料を読んでいなかったのか。
鈴木危機管理 担当理事	資料は読んでいると思いますが、気がつきませんでした。
中村委員	本当は議案説明の答弁の際に誤って発言してしまい、それをごまかすために今のような説明をしているのではないか。
鈴木危機管理 担当理事	これまでご説明しましたとおり、議案資料の市民参加にかかる部分は、パブリックコメントは該当しないものと認識していたものです。
中村委員	市民参加に対する認識がその程度であるにもかかわらず、協働のまちづくりをもって本条例を提出するのはいかがなものか。見解を伺いたい。
鈴木危機管理 担当理事	本条例は地域で防犯に携わっていただいている多くの方々に対して後押しができるものと考えます。

中村委員	市政全般において、市民参加についてどういう認識を持っているのか。
鈴木危機管理 担当理事	積極的に参加すべきと考えます。
中村委員	パブリックコメントは市民参加ではないという認識でいながら、一方では市民参加は積極的に行いたいという発言はおかしい。見解を伺いたい。
鈴木危機管理 担当理事	決して、パブリックコメントは市民参加ではないという認識ではありません。本議案の資料においては、条例策定に市民の直接的な参加がなかったという認識でした。
中村委員	政策会議等において、今回の資料作成に関して話題には上がらなかったのか。
鈴木危機管理 担当理事	なかったと記憶しています。
中村委員	所沢市パブリックコメント手続実施要綱第1条には「市民の市政への参画と市民との協働のまちづくりの推進に資することを目的とする」とあるが、これは市民参加にあたらぬという認識なのか。

鈴木危機管理 担当理事	そのようなことはありません。
中村委員	それでは、今回の資料の「4 市民参加の実施の有無とその内容」に「なし」と記載したことについて、改めてどう思うか伺う。間違いだったという認識はあるか。
鈴木危機管理 担当理事	記載には「パブリックコメントを実施し、市民参加あり」と記載すべきだったと思います。
中村委員	なぜ、この委員会開催までに訂正等を行わなかったのか。
鈴木危機管理 担当理事	議案質疑の答弁により訂正することで、資料の訂正までは考えませんでした。
荒川委員	資料の記載が誤っているのだから、訂正する旨を発言すべきではないのか。
鈴木危機管理 担当理事	今後のこともあるので資料を訂正したいと思います。

中村委員

今後は今後の話である。協働のまちづくりを語る条例でありながら、これまでの答弁からは、市民参加に対する認識が甘い。この資料のままでは審議は続けられない。早急な資料の訂正と本会議での訂正を求める。

鈴木危機管理

休憩をいただき資料の訂正をさせていただきたいと思います。

担当理事

休 憩（午前10時55分）

再 開（午前11時30分）

鈴木危機管理

議案第52号及び議案第53号の各資料について訂正をさせていただきました。

担当理事

ご迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。

中村委員

全議員に対処することよろしいか。

鈴木危機管理

全議員に対処し、本会議で報告します。

担当理事

村上委員

昨日の議案質疑の部長答弁の内容は、「資料の記載にあたっては、市民が条例策定の段階で具体的な参加がなかった」旨の説明であったと記憶している。よって、今回の議案を審査するうえで大きな論点にはならないと

思っている。また、本会議後でも訂正の旨報告があるとの答弁があったので、順次審査を進めていただきたい。

荒川委員

同類の条例で、市民の責務を規定している自治体を把握しているか。

鈴木危機管理
担当理事

把握していません。

荒川委員

和光市で策定した同類の条例は、市民が策定の段階から関わっていたそうである。今回の条例は市民の責務を規定しているので、なおさら市民の声を入れて策定すべきではなかったのか。また、他市の事例や議案第53号の空き家等の適正管理に関する条例についても、この条例と統合したほうが市民には解りやすかったのではないかと感じているがいかがか。

鈴木危機管理
担当理事

本条例は庁内の関係課のほか、所沢警察、埼玉県西部地域振興センターの参加により、検討委員会を開催し、原案を作成したものです。なお、条文は、県内や都内の設置市の条例を参考として策定したもので、本案の議決後、関係団体や自治連合会をとおして本条例の趣旨説明を行っていきたいと思っています。

荒川委員

本条例の条文素案の作成に関わった所管課などから察すると、いわゆる

「上から目線」という感じが否めない。実際に地域で活躍いただいている方々は、活動に誇りを持って従事しており、この条文では今活動をいただいている方々にはそぐわない気がする。やはり市民の声を反映していないためではないのか。他市の条例と比較しなかったのか。

鈴木危機管理
担当理事 他市と比べた場合、本条例案の第7条までは同程度の表現となっ
ています。また、「上から目線」という意味合いはなく、各団体の皆さんには自主的に協力していただきたいと考えているところです。

中村委員 所沢市総合計画や実施計画における条例の位置づけなどとの整合性について伺いたい。

鈴木危機管理
担当理事 所沢市総合計画のうち第6章の中の「防犯」について整合性を図りました。

中村委員 条例は、一般的に総合計画に記されている項目を具現化するために制定していると思うが、今回の条例は、こうした経緯がなく唐突に提案しているように感じるがいかがか。また、市民の関心が高いのであれば、すでに防犯活動をしている団体への予算措置を講じたり、宣言を出したりなど、条例制定にこだわる必要はないのではないか。

内野防犯対策 室長	決して唐突ではなく、平成19年より条例制定に向け協議を進めてまいりました。
中村委員	政策の発生源と前期基本計画との関係について伺いたい。
内野防犯対策 室長	埼玉県がまちづくり推進条例を平成16年に制定し、これを受け、県内市町村でも類似条例を制定するようになり、当市でも平成19年に協議を進めてきたものです。次に前期基本計画との関係ですが、特にこの条例制定に関しての記述はなかったと記憶しています。
中村委員	前期基本計画には関係ないということか。
内野防犯対策 室長	全く前期基本計画と関係ないということはありませんが、他市の制定の動向を受けて協議を開始しました。
中村委員	なぜ、他市と同じ時期に制定しなかったのか。
前田危機管理 課副主幹	当初、理念を掲げるよりも実質的な活動に重点をおき、取り組んできました。一方、活動が充実していくにつれて、それぞれの関係者が力を合わせる必要性を感じ、よりどころとなる市独自の条例制定の声が高まって、今回の提出に至ったものです。

中村委員

これまでも犯罪が多数あり、これを防ぐべく県が防犯に関する条例を制定し、県内各地域でも防犯対策に対する盛り上がりがあったはずである。だとすれば、なぜその盛り上がった時期にこの条例制定の動きがなかったのか。また、なぜ、計画や予算措置ではなく条例制定でなければならないのか、この2点の理由を伺いたい。

鈴木危機管理
担当理事

市民総ぐるみで防犯のまちづくりの推進をするため、条例を制定することが一番必要であるものと判断しました。また、この条例制定の検討を進める中で、空き家の対策について議論が出され、本条例の制定が遅れてしまったものです。

中村委員

先ほどの説明では、県の条例制定が引き金になり、各市の条例制定が進んできたとのことだが、今の説明では、空き家対策を検討していたら、推進条例が必要になったというように聞こえる。政策の発生源が明らかになっていない。平成16年当時は県や他市町村は防犯推進にかかる条例制定を進めているが、所沢市は必要ないと判断していたのではないか。

前田危機管理
課副主幹

当初は、県の条例にあわせ、市の条例制定を検討する動きがありましたが、まずは実質的な活動を進めることを優先しました。

一方で、当初から積極的に防犯活動に携わってきた方々の高齢問題やPTAや各団体の防犯意識の向上、さらには、どうやったら新しい人たち

にも参加していただけるのか、どうしたらより多くの市民に防犯意識を持ってもらえるようになるのか、など、さまざまな検討が進む中で、市独自の条例制定について検討を進めてきました。

中村委員

整理すると、平成16年当初は県の条例ができたこともあったし、所沢市としては今の段階では必要ないという議論があった。しかし、空き家対策を検討するうちに、防犯推進の条例も必要ではないかという議論に達し、ここに議案が提出されたということによいか。そして、なぜ防犯推進の条例が提出されたのか具体的な説明を願いたい。

内野防犯対策
室長

空き家対策が必要というよりも、防犯のまちづくり条例を決めて行きたいという考えが、ここ3年間あり、その中に空き家対策の項目を入れていくということです。

中村委員

先ほどの説明では空き家対策を検討しているうちに、防犯のまちづくり推進条例が必要だとのことだったが、今の説明では、順番が逆になっているがいかがか。

内野防犯対策
室長

空き家対策を考えているのですが、防犯のまちづくり推進条例の中に、空き家対策を含めて条例を策定していこうと、最初のうちは検討していたということです。

中村委員 空き家対策から防犯のまちづくり推進条例の必要性が発生したのか、それとも、各々の条例はそれぞれ別な要因により制定に至ったということなのか。

内野防犯対策
室長 検討当初は、防犯のまちづくり推進条例の中に空き家対策の項目を盛り込む予定でした。

中村委員 結果的に、空き家対策は別の条例として提出されているが、なぜ防犯のまちづくり推進条例は残ったのか。

内野防犯対策
室長 防犯のまちづくり推進条例は、防犯について、市民の皆様には防犯の意識高揚を、全体の中で図っていくことで、条例制定が必要であるという結果に至ったものです。

中村委員 平成16年には制定を見合わせていたものの、ここで条例制定の議案が提出されたということは、政策の転換が図られたことになる。見合わせていたという判断に誤りがあったということか。また、何か問題があったということか。

前田危機管理
課副主幹 見合わせたのは、「要らない」ということではなく、県の条例に即して、まずは実行するというので、その後の検証等を含め活動していくことを

優先しました。その中で、空き家対策やどの課が所管すべきかなど、市独自の規定が必要であるという結果となり、条例制定を行うこととしたものです。また、理念的な条例の中で、空き家は具体的な対策を掲げる必要もあり、結果、各々の条例として提案することとなりました。

中村委員

防犯推進の条例はどこが大事な部分になるのか。具体策を伺いたい。

内野防犯対策
室長

すべてが大事な部分になり、条例制定により市民の皆さんが防犯の意識を高めていただいて、所沢市を安全安心の街にするためのよりどころとしていきたいということです。

荒川委員

これまでの説明では、第14条の空き家等における犯罪防止の措置から第17条の措置までは必要ないのではないかと。結局、理念条例を制定するにもかかわらず具体的な規定を組み込むことに違和感を持ってしまいがいか。

内野防犯対策
室長

空き家については、犯罪防止という観点から、防犯のまちづくり推進条例の中に空き家等での犯罪を防止対策するというところでここに掲げています。

第15条の情報提供は、防犯上、危険な場所、防犯上危惧する場所について情報を提供していただくというものです。そして、その情報提供に基

づき、第17条では現地調査を行うというものです。

村上委員

第15条から第16条の規定は、空き家に関する第14条を受けての規定ではないのか。

内野防犯対策
室長

第14条の規定は第15条、第16条にかかっているわけではありませ
ん。

休 憩（午前11時30分）

再 開（午後 1時 5分）

鈴木危機管理
担当理事

休憩前の質疑で、中村委員より条例制定の発端や、なぜ今、条例制定な
のかの質問がありました。これについてお答えいたします。

平成16年に埼玉県で、「防犯のまちづくり推進条例」が制定され、所
沢市では、活動組織をしっかりと固めていこうということになり、自主防犯
団体、地域防犯推進委員などの活動の確立を進めてきました。

第4次総合計画の中では、防犯のまちづくりの推進の観点から、活動の
支援や広報等について示しています。

このような機運の高まりの中、平成19年には、議会でも質問をいただ
くなど、市独自の理念で条例制定をした方が良いとなり検討を進めてきま
した。

並行して、空き家に関する相談が各所管に寄せられていましたが、総合的調整窓口が必要であろうとのことで、防犯対策室がその役割を担うこととなり、政策を進めていくための条例が必要となりました。先の防犯のまちづくり条例と空き家対策の条例を2つの条例とするのか、1つにまとめた方が良いのかを検討をしてきましたが、今回提案のとおり2つの条例といたしました。

中村委員

計画、宣言、予算措置ではなく、なぜ条例なのかが依然として不明なので、再度説明いただきたい。

内野防犯対策
室長

防犯の関係団体、地域防犯推進委員、または自治会の話し合いの中で、条例化して欲しいとの意見があったためです。

中村委員

条例化の声が上がったとのことだが、いつ頃、どの団体から上がっているのか。議事録や報告書はあるのか。

内野防犯対策
室長

報告書は、ありません。
防犯対策室の担当になった以後、地区の防犯協会等の会合に出席した際にお聞きしています。

中村委員

議事録も報告書もなく、証明はできないけれども、そのような声があっ

たということを信用して欲しいとのことなのか。

内野防犯対策
室長 信用して欲しいということではなく、そういう声が事実あったということ
とです。

中村委員 条例を作るべきだとの声が上がったという、具体的なものは無いのか。

内野防犯対策
室長 条例をはっきり作れと言われたのは、昨年の春、柳瀬地区の防犯協会総
会に出席した際です。

中村委員 計画策定、要綱、宣言など、ほかの手段は検討しなかったのか。

内野防犯対策
室長 最初から条例制定するという計画でした。

中村委員 防犯団体から声上がり条例制定となったとの先ほどの答弁とは違う
のではないか。防犯団体が、青色回転灯装着車やパトロールの際のジャン
パー、帽子などの用具類の経費がかかるため支援が欲しいということで、
予算措置や支援体制の構築を望むなら分かるが、そうではなく初めから単
に条例を作ってくれというのはおかしいと思う。条例を作って欲しいとい
う中には、理念や責務を定めるだけでなく、予算措置や計画策定を望む

声などいろいろあったと思うがいかがか。

内野防犯対策
室長

平成19年、議会からも条例化をとの話があり、進めてきました。市民の方からは、条例化したら予算措置をして欲しいとの声は上がっていませんが、青色回転灯装着車が少ないなどの要望はありますので、今後考えていきたいと思います。条例につきましては、理念という形で防犯のまちづくりの安心、安全のためのものだと考えています。

中村委員

議会の質問は、理念条例を作れというものだったのか。

私は、地域の安全の為にボランティアで頑張っている人たちに、何とか支援して欲しいという趣旨も含めての質問であったと思う。今回の条例で、その部分についてどのように応えているのか。

内野防犯対策
室長

現在も、防犯協会や自主防犯団体の方々に支援を行っています。予算的な問題もありますが、この条例制定を機に更に支援をしていきたいと考えています。

中村委員

やはりこの条例には、予算措置や計画策定が抜けていると思う。支援については、第10条（自主的な防犯活動の支援）に書かれているが、あまりにも抽象的文言で、また、助言をするといった、「上から目線」のものであると思うがいかがか。

内野防犯対策 室長	自主的な防犯活動の支援ということで、自主防犯団体や防犯協会の皆さんに対してはできるだけの支援を考えているので、「上から目線」ということではありません。
荒川議員	平成19年に議会で質問した議員は何人いたか。
鈴木危機管理 担当理事	平成19年6月議会で、西沢議員より伊勢市の「犯罪のない安心で安全な三重のまちづくり条例」を例に出され、所沢市において条例制定の考えはあるのかとの質問がありました。それに対する答弁は、検討をしていきたいというものでした。
中村委員	第4次総合計画後期基本計画での第6章第3節「防犯」の成果指標の目標は何か。
鈴木危機管理 担当理事	「侵入窃盗犯罪の発生件数」を平成17年の現状値より減らすということと、「自主防犯パトロール活動に取り組んでいる団体数」を同じく平成17年度現状値の3倍強にすることを目指すというものです。
中村委員	先の総務常任委員会に出された資料によると、第6章第3節「防犯」の目標達成率は158%で、条例制定前にもかかわらず当委員会所管分野では

	最高の達成率となっているが、間違いはないか。
鈴木危機管理 担当理事	間違いありません。
村上委員	平成17年度の防犯意識が高まってきた時期からのボランティアの防犯団体数を伺いたい。
内野防犯対策 室長	自主防犯団体の数は、平成17年が59団体、平成18年が143団体、平成19年が176団体、平成20年が195団体、平成21年12月末199団体で、平成22年4月で200団体です。
村上委員	平成16年に埼玉県で条例化したが、所沢市では、まず体制整備をしっかりと取り組んでいくべきと考えたとの答弁があったが、まさに如実にその体制整備が進んできていると判断している。 体制整備を進める中で、条例の必要性を議論してきたと思うがどのようなものであったか。
内野防犯対策 室長	条例を制定するという点では、平成19年からありましたが、具体的に始まりましたのが平成21年2月で、目的についての協議を行いました。 平成21年4月から危機管理課に防犯対策室が移り、その後、これまでに

	7回ほど会議を持っています。
村上委員	防犯に関係する団体はどのくらいあるのか。
内野防犯対策 室長	自主防犯団体のほかに、11地区に防犯協会の支部があり、防犯推進員は894名の方がいます。防犯協会の関係団体として15団体が加盟しています。
村上委員	これらの団体の交流や意見交換などの連携はあるのか。
前田危機管理 課副主幹	防犯協会の総会に協会各支部の方が参加しています。市や防犯協会が連携して行う市民大会の会議には、関係団体にも参加いただき役割を担ってもらい、キャンペーンの際などには、協力をいただいています。
村上委員	キャンペーンに参加している団体数、人数はどのくらいあるのか。
内野防犯対策 室長	15団体あり、団体を構成する総体の人数は把握していませんが、キャンペーンの参加人数の報告は受けており、相当多数の方々に協力いただいております。
中村委員	第16条について、実態調査はどのようなことを想定しているか。

鈴木危機管理 担当理事	現地調査を想定しています。犯罪の発生する恐れがあるような情報や不 審者情報があった時には、現地を確認するというものです。
中村委員	第16条をもって、私有地への立入りはできるのか。
内野防犯対策 室長	できません。
中村委員	市民からの情報の確認のため、役所の持つ行政個人情報と突合すること もあるのか。
鈴木危機管理 理事	各所管の持つ情報は、基本的には目的外利用はできませんので、その提 供が必要となる事務を行う際には、個人情報保護審議会に諮ることになり ます。第16条をもって行政の持つ、個別の個人情報までの調査は想定し ていません。
中村委員	土地、家屋を調べる際に固定資産税課税台帳の情報があれば所有者が判 明し得ると思うが、第16条をもって調査することはないのか。
鈴木危機管理 担当理事	現在のところは、個人情報保護審議会で認められていないので情報を得 ることができません。

中村委員	この条例が可決された場合は、個人情報保護審議会にかける予定はあるのか。
内野防犯対策 室長	この条例についてはありませんが、議案第53号の「所沢市空き家等の適正管理に関する条例」においては、想定しています。
中村委員	第15条、第16条に、「防犯上危険であると認める」とあるが、誰が判断するのか。
内野防犯対策 室長	住民からの情報が中心になると思います。
中村委員	第17条の措置は、何を想定しているのか。
内野防犯対策 室長	例えば、道路上に不審者等が出没した場合には、現地調査をしたうえで、警察に重点的にパトロールをお願いするとか、防犯団体の方々にも情報提供しパトロールの強化をしてもらおうといったようなことです。
荒川委員	市民からの情報は、役所の開庁時間以外にもあると思うが、その対応はどうするのか。

内野防犯対策
室長 警備室での対応となり、緊急連絡網で担当に連絡が入ることになります。例えば、実際に痴漢が出たなどの情報は、現実的には警察への通報になると思います。

荒川委員 市民からの通報が真実のものであればよいが、勘違いで不審者として通報されるようなことも危惧されるが、いかがか。

内野防犯対策
室長 情報については、正確なものかどうかを確認しながら判断していきます。

【質疑終結】

【意見】

中村委員 反対の立場から意見を申し上げます。

政策の発生源、形成プロセス、なぜ条例でなければならないかについて明確な回答が無いような認識を持ちました。この委員会で、もう少し実効性のある条例に進化させたいという気持ちもありましたが、委員間の意見の一致もみられませんので、今回は賛成できません。

最後に、素直に考えて、現在、防犯に関して活動している個人、団体の方々には、おそらくほとんど役に立たない条例だと思います。実際に条例制定を望んだ防犯団体の方々、議会の一般質問においてこのことを論じた議員の方々は、このような理念だけを求める条例を望んだのではなく、も

っと実効性の高い支援を望んでいたのではないかと思います。このことが、条例に盛り込まれていないことは非常に残念でありますので、反対をさせていただきますものです。

荒川議員

市民の行動を拘束する可能性のある条例であります。そのような場合には、広範な市民の参加が必要だし、多様な意見を聞く場を設けることが大前提だと思います。質疑の中で、そのような市民参加が感じられず、一部の特定の団体の検討だけで提案された印象があり、不十分な中身であると同時に、この大事な部分が抜けていると思います。また、条例が制定されることで、何らかの事情で、その責務が果たせない人にまで押し付けてしまうようなこともあり、マイナス面も危惧していますので、議案第52号については、反対とします。

村上委員

賛成の立場から意見を申し上げます。

私ども公明党も、防犯について一生懸命取り組んでまいりました。平成16、7年頃から所沢市においても数々の暴行事件などが起きて市民の防犯意識が高まっております。数多くの団体、市民が、防犯のまちづくりについて、さまざまな活動をしています。こうした活動を推進していく中で基本理念をしっかり定めることは大変重要なことだと考えますので、賛成とさせていただきます。

末吉委員

民主ネットリベラルの会から、意見を申し上げます。

防犯に対する市民意識が年々高まり、他市でも条例等の整備が進んでいます。自分のまちを守っていこうという防犯意識の高まりの中、地域の防犯に対する市独自の法的根拠がありませんでした。この条例制定により、市民の防犯意識が、なお一層高揚すること、地域のことは地域で守る指針となることを期待し、賛成といたします

【意見終結】

【採 決】

議案第52号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○ 議案第53号「所沢市空き家等の適正管理に関する条例制定について」

(危機管理担当)

【補足説明】なし

【質 疑】

末吉委員

空き家の件数と管理不全の件数はどのくらいあるのか。

内野防犯対策
室長

平成21年5月の消防署の調べで、343件です。また、現在、防犯対策室で指導しているのは33件ですが、消防署の調査分とは重複していません。

末吉委員

助言、指導、勧告、命令はどの部署が行うのか。また、そのスキームはどうなっているのか。

内野防犯対策
室長

助言、指導、勧告、命令のガイドラインを作成し、防犯対策室で実施する予定です。

末吉委員

公表について、本会議で市のホームページ上に告知するとあったが、何らかの基準はあるのか。

内野防犯対策 室長	公表についての基準等、これから整備して行くことになりましたが、ホームページに載せることは考えています。命令から公表に至るまでには、弁明の機会も必要ですので、ある程度の時間が必要であると考えています。
中村委員	管理不全の状態の定義が難しいと思うがいかがか。とりわけ犯罪が誘発されるおそれがある状態という判断は非常に微妙で難しいと思う。もし、その基準が曖昧であれば、第7条（命令）、第8条（公表）については、まずいと思うが、いかがか。
鈴木危機管理 担当理事	実際に寄せられた相談にもありますが、玄関ドア脇のガラスが破損し、雨戸が朽ち果てていて、家の中に侵入できそうな状態にあるようなものを考えています。できるだけ助言、指導で済ませたいと考えています。
村上委員	<p>条例制定により、行政指導ができるようになるのは大きいと思う。</p> <p>問題になるのは、助言、指導、勧告、命令、公表に至るまでのスキームが大事だと考えるが、先の答弁ですぐにガイドラインを作成するとあったが、大丈夫か。</p>
内野防犯対策 室長	そのように考えています。

村上委員	消防法の関係、建築基準法上の空き家の扱いはどのようになっているか。
内野防犯対策室長	建築基準法第10条で、勧告できることになっていますが、難しいようです。
村上委員	第9条の規定は、消防や警察の協力を仰ぐためなのか。
内野防犯対策室長	緊急を要する場合、消防、警察や電力会社、ガス会社などの協力を求めるものです。
荒川委員	条例化した後に、これに反した者は公表することとなるが、身に覚えが無い場合は、名誉毀損で訴えられる可能性もある。この条例で問題ないか。
鈴木危機管理担当理事	第8条2項で意見を聞くことになります。所有者が判明した場合は、弁明を聞く機会を設けていますので、大丈夫だと考えます。
荒川委員	管理不全ではないと確信を持っている者の場合、この条例をもって、財産権等の権利を侵すことができるのか。
鈴木危機管理	損傷の程度、近隣にどの程度マイナスの影響を及ぼしているかという判

担当理事	断になると思います。
中村委員	資産税課税台帳等を調べても所有者が判明しなかった場合の対策はどうするのか。この条例では、対応が不可能なのか。
内野防犯対策 室長	別の手段をとることを含め、考えなければいけない問題です。
中村委員	指導中の空き家33件のうち、所有者が判明しているのは何件か。
内野防犯対策 室長	現在、26件は判明しました。
中村委員	空き家対策として、集会所が不足している地域もあるのでそれを再生し活用していくなどの検討はなかったのか。
内野防犯対策 室長	現在、把握している限りでは、老朽化が激しく使用できるような状態にありません。
中村委員	空き家になる原因は何か。

内野防犯対策
室長 主に高齢化によるもので、独居老人が家族に引き取られるようなケースが多いようです。

末吉委員 議案資料の中で、関係法令なしとなっているが、建築基準法や消防法が該当しないのか。

鈴木危機管理
担当理事 上位法に基づく条例ではないので、なしとしています。

中村委員 空き家について、消防法や火災予防条例など定義している法や条例はあるのか。

鈴木危機管理
担当理事 空き家という定義はありませんので、関係法令はなしとしています。

【質疑終結】

【意見】

中村委員 賛成の立場から意見を申し上げます。

管理不全な状態、とりわけ犯罪を誘発するおそれのある状態の定義など、この条例が有効に機能するにはまだまだ難しい部分も残っていると思いますが、実際に課題となっている空き家対策について、命令を伴う権力

行政が入る部分を条例で対応していこうという点で、一定の評価をします。

空き家対策は、必ずしも規制だけでは解決するとは思いません。地域コミュニティのあり方、孤独な高齢者への対策などと併せて、この条例を有効に使って空き家対策を推進していただきたいとの意見を申し上げ、賛成といたします。

荒川委員

賛成です。空き家問題に直面し、困っている事例が多数あります。この条例が少しでも助けになれば良いと考えますが、市民の権利を侵すことのないような使い方をしていただきたいと思います。

村上委員

空き家があることで、地域においてさまざまな問題、課題が解決できずにいました。条例が無いことで指導ができずに、これまで苦勞してきた市民の方々が多くいます。条例制定により地域で抱えている課題を解決するための有効な条例としていって欲しいと思います。

命令、公表という条項もありますが、そこが目的ではなく、条例の基本的な考え方である、まさに生活環境の保全及び防犯のまちづくりの推進に寄与することとなるよう望みまして、賛成といたします。

末吉委員

賛成の意見を申し上げます。

空き家等への市民の不安感はかなり高いと思います。近隣他市に先駆け

て、例の無い空き家に関する条例を制定することを評価いたします。

助言、指導のガイドラインを整備いただき、公平かつ的確に空き家対策を進めていただきますようお願いし、賛成の意見といたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第53号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午後2時30分）

再 開（午後2時45分）

○議案第51号 平成22年度所沢市一般会計補正予算（第1号）

当委員会所管部分

【意見】なし

【採決】

議案第51号当委員会所管部分については、全会一致、原案のとおり、
可決すべきものと決する。

○閉会中継続審査申出の件（特定事件）

閉会中継続審査申出の件については、別紙のとおり申し出ることとした。

散 会 （午後2時55分）